

福山市高齢者生活支援ネットワーク事業実施要綱

(目的)

第1条 福山市高齢者生活支援ネットワーク事業（以下「事業」という。）は、高齢者の日常生活における困りごとを支援することを目的に、市が生活支援サービスを提供する事業者（以下「協力事業者」という。）を事業に登録し、その情報を市のホームページに掲載するとともに、地域包括支援センター等へ情報提供するものです。

(協力事業者)

第2条 協力事業者は、市内で生活支援サービスを提供できる者で、次に掲げる者とする。

- (1) 営利法人
- (2) 社会福祉法人
- (3) 特定非営利活動法人（NPO 法人）
- (4) ボランティア団体
- (5) その他、市長が適当と認める者

(生活支援サービスの内容)

第3条 協力事業者が提供する生活支援サービスの内容は、次に掲げる介護保険外サービスとする。

対象サービス	内容
買物支援サービス	・ 移動販売 ・ 一緒に買物に行くサービス（同行） ・ 代わりに買物をするサービス（代行） ・ 食材、日用品等の注文を受け、商品を自宅へ配達するサービス 等
家事援助サービス	・ 掃除 ・ 調理 ・ 洗濯 ・ 草むしり ・ 庭木の剪定 ・ ごみステーションまでのごみ出し 等

(協力事業者の登録)

第4条 事業への参加を希望する事業者は、次の書類を市長に提出するものとする。

- (1) 福山市高齢者生活支援ネットワーク事業 協力事業者登録申請書（様式1）
- (2) 事業者詳細情報（様式2）
- (3) 福山市高齢者生活支援ネットワーク事業 協力事業者登録に関する誓約書（様式3）
- (4) 協力事業者の概要が分かる書類（定款、会則等）

(5) 生活支援サービスの内容が分かる書類（広告やパンフレット等）

2 市長は、登録申請書を受理した場合は、記載内容を審査したうえで登録台帳に登録するとともに、福山市高齢者生活支援ネットワーク事業 協力事業者登録決定通知書（様式4）により協力事業者に通知するものとする。

（登録の認定基準及び誓約）

第5条 登録の認定基準は次のとおりとし、登録申請を行う場合は、基準の遵守について誓約しなければならない。

- (1) 代表者と責任者が明確であること。
- (2) 事業に対応出来る人員が確保されていること。
- (3) 継続的にサービスを提供できること。
- (4) 依頼に対して迅速に対応できること。
- (5) 料金体系が明確であること。
- (6) トラブルの解決を自ら図り、事業者として全責任を負えること。
- (7) サービス利用者の状態に異変があった場合、医療機関、警察等（以下「関係機関」という。）への通報ができること。

（登録期間）

第6条 生活支援サービス情報の登録は4月1日から翌年3月31日の1年間とする。

（登録の継続）

第7条 協力事業者は、登録を継続する場合は、登録期間満了日の1か月前までに福山市高齢者生活支援ネットワーク事業 協力事業者登録継続届（様式5）により、市長に届け出なければならない。

（登録内容の変更）

第8条 協力事業者は、第5条の規定により登録した内容に変更が生じたときは、速やかに福山市高齢者生活支援ネットワーク事業 協力事業者登録内容変更届（様式6）により、市長に届け出なければならない。

（登録の辞退）

第9条 協力事業者は、登録を辞退しようとするときは、福山市高齢者生活支援ネットワーク事業 協力事業者登録辞退届（様式7）により、市長に届け出なければならない。

（登録の取消し）

第10条 市長は、登録した生活支援サービス事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条と第5条に規定する要件に適合しなくなったとき。

- (2) 登録辞退届（様式7）の提出があったとき。
- (3) 申請の内容に虚偽があったとき。
- (4) その他市長が認めるとき。

（市長の役割）

第11条 市長は、第4条の規定により登録した協力事業者の情報を、市のホームページへ掲載するとともに地域包括支援センター等に情報提供し、広く周知を図るものとする。

（地域包括支援センターの役割）

第12条 地域包括支援センターは、日々の総合相談支援業務の中で、必要に応じて、前条に定める情報を、相談者へ提供するものとする。

（協力事業者の役割）

第13条 協力事業者は、サービス提供の依頼を受けた場合は、高齢者の生活実態に鑑み、親切丁寧な対応と明確な料金体系によるサービスの提供に努めるものとする。

2 協力事業者は、サービス提供時に異変に気づいた場合は、関係機関と連携を図るものとする。

（利用料）

第14条 第3条の規定により提供するサービスの利用料は、協力事業者が定めるものとし、第4条の規定により登録した額とする。

2 サービスの利用料は、全額利用者が負担するものとする。

3 利用料の徴収は、協力事業者の責において行うものとする。

（個人情報の保護）

第15条 協力事業者は、生活支援サービス利用時に知り得た個人情報をその目的以外に利用してはならない。生活支援サービスの利用が終了した後も同様とする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2014年（平成26年）3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、2014年（平成26年）6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、2018年（平成30年）12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、2020年（令和2年）1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、2021年（令和3年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2021年（令和3年）8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2024年（令和6年）12月1日から施行する。

(様式1)

福山市高齢者生活支援ネットワーク事業 協力事業者登録申請書

年 月 日

福 山 市 長 様

申請者 住 所 :

事業者名 :

代表者名 :

担当者 :

電話番号 :

メールアドレス :

福山市高齢者生活支援ネットワーク事業に協力したいので、福山市高齢者生活支援ネットワーク事業実施要綱第4条に基づき、関係書類を添えて、登録を申請します。

【関係書類】

- (1) 事業者詳細情報 (様式2)
- (2) 福山市高齢者生活支援ネットワーク事業 協力事業者登録に関する誓約書 (様式3)
- (3) 団体の概要が分かる書類 (定款、会則等)
- (4) 生活支援サービスの内容が分かる書類 (広告やパンフレット等)

(様式3)

福山市高齢者生活支援ネットワーク事業 協力事業者登録に関する誓約書

年 月 日

福 山 市 長 様

申請者 住 所 :

事業者名 :

代表者名 :

担当者 :

電話番号 :

メールアドレス :

私は、事業の実施にあたっては、関係法令及び福山市高齢者生活支援ネットワーク事業実施要綱に基づき、適切にサービス提供するとともに要綱第5条の認定基準を満たすことを誓約します。

また、要綱第10条の規定により、登録を取消されても何ら異議を申しません。

(様式4)

福山市高齢者生活支援ネットワーク事業 協力事業者登録決定通知書

年 月 日

様

福 山 市 長

(保健福祉局長寿社会応援部高齢者支援課)

福山市高齢者生活支援ネットワーク事業の協力事業者として、登録を決定しましたので通知します。

(様式5)

福山市高齢者生活支援ネットワーク事業 協力事業者登録継続届

年 月 日

福 山 市 長 様

申請者 住 所 :

事業者名 :

代表者名 :

担当者 :

電話番号 :

メールアドレス :

福山市高齢者生活支援ネットワーク事業について、届出内容を継続する旨を届け出ます。

福山市高齢者生活支援ネットワーク事業 協力事業者登録内容変更届

年 月 日

福 山 市 長 様

届出者 住 所 :

事業者名 :

代表者名 :

担当者 :

電話番号 :

メールアドレス :

福山市高齢者生活支援ネットワーク事業の登録内容に変更がありましたので届け出ます。

1 変更年月日 年 月 日

2 変更の内容

		変更前	変更後
<input type="checkbox"/> 事業者名 <input type="checkbox"/> 代表者名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 ※変更箇所をチェックを してください。			
営業日			
営業時間			
対応エリア ※変更箇所をチェックを してください。	<input type="checkbox"/> 中央 <input type="checkbox"/> 東部 <input type="checkbox"/> 南部 <input type="checkbox"/> 西部 <input type="checkbox"/> 北部	<input type="checkbox"/> 中央 <input type="checkbox"/> 東部 <input type="checkbox"/> 南部 <input type="checkbox"/> 西部 <input type="checkbox"/> 北部	
対応エリア 一部変更	学区増		
	学区減		

※次ページに続きます。

		変更前	変更後
サービス内容 ※変更箇所に チェックをして ください。	買物支援	<input type="checkbox"/> 移動販売 <input type="checkbox"/> 買物同行 <input type="checkbox"/> 買物代行 <input type="checkbox"/> 商品配達 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 移動販売 <input type="checkbox"/> 買物同行 <input type="checkbox"/> 買物代行 <input type="checkbox"/> 商品配達 <input type="checkbox"/> その他
サービス内容詳細			
サービス内容 ※変更箇所に チェックをして ください。	家事援助	<input type="checkbox"/> 掃除 <input type="checkbox"/> 調理 <input type="checkbox"/> 洗濯 <input type="checkbox"/> 草むしり <input type="checkbox"/> 庭木の剪定 <input type="checkbox"/> ごみステーションまでのごみ出し <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 掃除 <input type="checkbox"/> 調理 <input type="checkbox"/> 洗濯 <input type="checkbox"/> 草むしり <input type="checkbox"/> 庭木の剪定 <input type="checkbox"/> ごみステーションまでのごみ出し <input type="checkbox"/> その他
サービス内容詳細			
利用料金			
サービス紹介 ホームページ			

※変更があった項目のみ記入してください。

※「事業者種別」の変更がある場合は、別途高齢者支援課へご連絡ください。

(様式7)

福山市高齢者生活支援ネットワーク事業 協力事業者登録辞退届

年 月 日

福 山 市 長 様

届出者 住 所 :

事業者名 :

代表者名 :

担当者 :

電話番号 :

メールアドレス :

福山市高齢者生活支援ネットワーク事業の協力事業者としての登録を辞退しますので届け出ます。

辞退年月日	年 月 日
辞退の理由	